

「自然公園法施行規則の一部を改正する省令案」に対する 意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の概要

「自然公園法施行規則の一部を改正する省令案」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

令和4年1月14日（金）から令和4年2月13日（日）まで

○意見提出方法

郵送、電子政府総合窓口（e-Gov）のフォーム

2 意見募集の結果

（1）意見提出者数 8人

（2）意見の総数 16件

※詳細は別紙「意見等の概要と及びその対応について」のとおり

別紙：意見等の概要と及びその対応について

No.	該当箇所	意見の概要	頂いた意見に対する考え方
1	(1) 協議会による公園計画の変更の提案の添付書類に係る規定の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境大臣又は都道府県知事は、公園計画の変更又は公園計画の変更に係る申出をするかどうかの判断に関し必要と認めるとき当該提案を行う協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る国立公園若しくは国定公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができることとする。 2. 必要と認めるときでなく基本的に提出させるべき 3. 環境大臣と都道府県知事はエビデンスなく判断するべきではない。 	<p>法第8条の2第1項において、協議会による公園計画の変更の提案については、当該提案に係る公園計画の素案を提出させることとしており、必ずしも具体的な風致若しくは景観の状況、公園利用の状況等に係る書類がなくとも公園計画の変更や申出等の判断を行うことは可能であると考えられるため、原案どおりとさせていただきます。</p>
2	(3) 公園事業の執行の協議又は認可の申請に係る添付書類の変更等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共団体が執行する公園施設に関する公園事業について、工事の施行を要する場合の、積算の基礎を明らかとした工事費概算書の添付を要しないこと 2. 概算所の提出を義務とする 3. 国立公園は全日本国民の財産であり、地方公共団体や他の公共団体が費用という基幹的内容について見通しを明らかにしないことは国民の財産権の侵害である。 	<p>工事費概算書については法第10条第2項又は第3項の規定による公園事業の認可の申請等における審査において、申請者等が当該公園事業を執行するに当たり、必要な資産等を有しているかどうかを確認するための書類であり、公共団体における予算の支出や使途の透明性の確保を図るための書類ではないため、原案どおりとさせていただきます。</p>
3	(4) 変更の協議又は認可を要しない公園事業の軽微変更事項の追加	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法第10条第6項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更、「管理又は経営の方法の変更」及び「公園施設の構造の変更」を追加する 2. 管理又は経営の方法の変更を省いてください 3. 管理と経営は最も大きい重大変更です。企業が届け出なしに変更した場合はガバナンス欠如の最たる証拠となります。 	<p>法第10条第6項ただし書に規定する環境省令で定める軽微な変更については、法第10条第9項及び法第16条第4項の規定に基づき、国立公園にあっては環境大臣、国定公園にあっては都道府県知事への届出をしなければならないこととされているため、原案どおりとさせていただきます。</p>

4	(7) 特別地域、特別保護地区及び海城公園地区内の行為の許可基準の変更等	<p>規則第11条第24項を以下のとおり改正してほしい。</p> <p>「24 法第二十条第三項第十号に掲げる行為（第17項の規定の適用を受けるものを除く。）及び法第二十一条第三項第一号に掲げる行為（法第二十条第三項第十号に掲げる行為に限る。第17項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る法第二十条第四項及び第二十一条第四項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。」</p> <p>理由：住宅などの建築物に関しては規則第11条第1～6項のうち必ずどれかの規定に該当することになっている。一方、土地の形状変更（造成）に関しては、逐条解説では第18項（土石の採取）は第24項（土地の形状変更）に含まれ、土量が減じるものは土石の採取、土量が減じないものは土地の形状変更として判別ができる旨が記載されている。しかし、条文上では土石の採取に該当する行為は第24項を適用してはいけないうちは読み取れないため、両者を区別することなく第24項を適用する事例が多数あると思われ、建築物の規定と同様に限定させる必要があると考えるため。</p> <p>条文上で使われたりする「土地の形状変更」の意味するところが、審査基準としての第24項「土地の形状変更」のことであるかのような誤解（実際は「土地の形状変更」又は「土石の採取」）を生じやすい宿命があるので、なんとか改善してほしいものである。</p> <p>（実際には、取扱要領の記載（「主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超える」）の解釈が曖昧であるため、住宅の建築に関しては必要以上に切土盛土する行為について、関連行為として済ませて図面だけ添付させて審査しないという運用をしている自治体が大多数ではないか（自分の住む自治体ではそういう運用がされている）。国としては必要以上に切土盛土する行為は主たる行為（住宅の建築）とは別に「土地の形状変更」又は「土石の採取」として申請させる趣旨で書いていると思う。）</p>	<p>施行規則第11条各項の許可基準は、法第20条第4項及び法第21条第4項の規定に基づき、法第20条第3項各号及び法第21条第3項各号等で規定された個別の行為ごとに基準が規定されているところです。法第20条第3項第4号「鉱物を掘採し、又は土石を採取すること」と同項第10号「土地を開墾しその他土地の形状を変更すること」は異なる行為として規定されており、それぞれの行為に係る許可基準（土石の採取については施行規則第11条第17項又は18項、土地の形状変更については同条第24項）が適用されることは明らかであることから、原案どおりとさせていただきます。</p>
5	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>「特別地域内における許可又は届出を要しない行為として、以下に掲げるものを追加又は変更することとする。」に、以下の項目を追加してほしい。（理由：住宅のエアコン設置に関しては誰も許可をとっていないから。現状、特別地域内でエアコンを設置している住民は全員法違反者である。またそれが何の問題も生じさせていないため。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地内に設置するエアコンに付帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 	<p>宅地内に設置するエアコンに付帯する工作物であっても、規模や設置方法等により風致又は景観の維持上の支障が生じるおそれがあるため、許可等を要しない行為として規定することは適切ではないと考えているため、原案どおりとさせていただきます。御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

6	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(1)追加2：屋根上の太陽光発電施設について、「色彩が屋根と同系色であること」は削除すべきではないか。また、当該施設の設置に伴い通常建物の壁面に設置されるパワコン等の付属物についても、同様に許可を要しない行為とすべきではないか。</p> <p>理由：太陽光パネルは通常黒色であり、既設の屋根の色が黒色系統以外は許可を要する、という考えは合理的ではなく、同系色の色の範囲も曖昧であるため。また、パワコン等の小規模な付帯物が景観に与える影響は、太陽光パネルよりさらに軽微であるため、許可を要しない行為に含めるべきではないか。</p>	<p>「既存の建築物の屋根に、屋根の規模を超えない範囲で太陽光発電施設を設置すること（当該太陽光発電施設の色が屋根の色彩と同等と認められるものに限る。）」について「屋根の色彩と同等と認められるものに限る。」を削除した場合には、色彩についての限定がなく、風致又は景観の維持上の支障が生じるおそれがあるため、御意見を踏まえ、対象となる太陽光発電施設の色彩等についてより明確にする観点から、「環境大臣が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、国立公園又は国定公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。」と修正させていただきます。</p> <p>また、パワーコンディショナ等については多種多様な装置が想定され、規模や設置方法等により風致又は景観の維持上の支障が生じるおそれがあるため、許可等を要しない行為として規定することは適切でないと考えているため、原案どおりとさせていただきます。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
7	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(2)追加（新規）：既設の建築物に付帯する給湯器、蓄電池、電力量計ボックス等の設置について許可不要行為に追加すべきではないか。</p> <p>理由：給湯器、蓄電池、電力量計ボックス等の建築物の付帯物については、環境に配慮した省エネルギー型の商品が近年数多く販売されており、また、建築物と比較して規模も小さく、景観に与える影響も極めて軽微であるため、許可を要しない行為とすべきではないか。</p>	<p>既設の建築物に付帯する給湯器、蓄電池、電力量計ボックス等であっても、規模や設置方法等により風致又は景観の維持上の支障が生じるおそれがあるため、許可等を要しない行為として規定することは適切でないと考えているため、原案どおりとさせていただきます。御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

8	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(3)追加6：「電線路の維持に必要な範囲内」とは具体的にどこまで該当するか明確にするべきではないか。</p> <p>理由：「電気事業法第61条に基づく 植物の伐採等に関する指針 (R2.6 3 ページ)」では、生育により法定の離隔距離が保たれない、または、離隔距離内に近く侵入する植物と規定されている。例えば高圧線の直下に生育する木竹について、遠い将来に離隔距離に侵入する可能性のある生育途上の木竹（幼木等）の伐採は、許可不要行為に含めないということによいか。</p>	<p>電線路の維持に必要なかどうかについては、行為に関する個別の状況に判断することが必要であるものと考えています。</p>
9	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(4)変更6：「他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線・・・」について、引込口として想定される建築物または工作物は、「自然公園法により認可または許可された建築物または工作物」に限定するべきではないか。</p> <p>理由：無許可で設置された建築物または工作物（法の規制以前に設置されたものを除く）に対する電線等の設置については、許可を要しない行為に含めるべきではない。無許可の設置者に対してその利便性を向上させること、所謂「やり得」は認めるべきではない。また、仮に電気事業者等から無許可建築物等への電線の設置申請があった場合、施行規則第11条第37項第3項の基準を満たすことができないため、その申請に対しては不許可とするべきである。</p>	<p>国立・国定公園内には国立・国定公園に指定される以前から存在している建築物等が存在しているところであり、法に基づく許可等を受けて設置された建築物等に限定することは適切でないと考えられることから、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、無許可で建築物等を設置する行為については改正法による改正後の法第82条第2号の規定により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金の対象となるとともに、当該工作物等については法第34条の規定による中止命令又は原状回復命令等の対象となり、これらの規定により適切に対処することが必要であるものと考えております。</p>
10	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(5)変更7：獣害を防止するカメラ、柵等の設置について、「道路等から20m以上離れているものに限る」は削除するべきではないか。</p> <p>理由：農地のシカ、イノシシ等による獣害は、近年増加傾向であり、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加要因となっている。特に田畑は接道していることが通常であり、柵等の設置による獣害対策は緊急性を要することが多い。農業者の自衛手段としての柵等の設置において、「道路から20m以上離れているものに限る」という文言については削除するべきではないか。</p>	<p>獣害を防止するための柵、金網等については、その延長等によっては大規模な工作物となり国立・国定公園の風致又は景観の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、許可等を要しない行為としては道路等から20m以上離れているものに限るし、道路等から20m以内のものは個別に許可を要する行為としていることから、原案どおりとさせていただきます。なお、カメラの設置については道路等からの距離に係る制限はございません。</p>

11	(8) 特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等	<p>(6)変更9：「択伐（塊状択伐を除く）」とあるが、塊状択伐の定義について、あいまいであるため、明確にするべきではないか。</p> <p>理由：塊状択伐とはどの程度の伐採を指すのか自然公園法では明確になっていない。伐採本数、伐採面積、伐採割合等の数値を示すべきではないか。また、带状（列状）択伐については塊状択伐には含まれないということによいか。</p>	<p>「塊状択伐」について自然公園法上の定義はありませんが、1本ずつ択抜するのではなく、1地点ずつ複数の立木をまとめて択抜するものは「塊状択伐」に該当するものと考えられます。带状に複数の立木をまとめて伐採する带状（列状）択抜については「択抜（塊状択抜は除く）」に含まれず法第20条第3項の規定による許可申請等が必要と考えますが、その林況や規模、帯の幅等から個別に判断することが必要であるものと考えています。</p>
12	その他	<p>今回の「自然公園法施行規則の一部を改正する省令」として、自然公園法施行規則第10条第3項の「申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）」の除外項目に「河川管理のための土地の形状変更」を追加されたい。</p> <p>（理由：内閣官房が国土強靱化の方針の下、防災対策を推進している中で、この規定があるために国土強靱化の防災事業について県によっては1年間の現地調査の実施を義務付けられ、当該事業の施工が滞っている現状があるため。このことが原因で実際に災害が起こったら国はどのように説明するつもりなのか？また、国が行うダム内の浚渫工事も、1ヘクタールを超える場合は同県では1年間の現地調査をする必要があるとも聞き及んでいる。そもそも、ダムは水を貯めるためのものであり、その機能を維持する必要性は道路の新築と並んで高いと言えるものであると考えるため。）</p>	<p>防災対策に関する行為であっても、大規模な行為は自然環境や風致又は景観の維持に大きな支障を及ぼすおそれがあることから、施行規則第10条第3項の規定による事前の影響予測が必要であると考えられるため、原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、法または施行規則において1年間の現地調査の実施を義務づけているものではなく、施行規則第10条第3項各号に掲げる書類については、既存の情報等から作成いただくことも可能であるものと考えており、また、施行規則第15条の3第3項の規定により、行為が軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができることとされています。</p> <p>また、道路の新築についても、延長2km以上又はその幅員が10m以上となる計画であれば、施行規則第10条第3項各号に規定する事項を記載した書類の添付が必要となっています。</p>

13	その他	<p>法人についての提出となる場合は、法人の法人番号についての記載を行わせるべきである。</p> <p>理由は事務の円滑化のためであるが、法人番号がある方が行政（環境省だけでなくその他各種の行政機関、また地方公共団体も）全体にとって望ましいからである。法人番号の提出を行わせる事は、公正性にも資するものであり（法人についての各種の問題が劇的に減る部分が存在するはずである。）、行政機関をまたいで事務の際にも有用なものであり、また各種の事態の確認を行う市民にとってもありがたいものであるが、国は、法人についての書類提出については、法人番号を提出させるようにされたい。</p>	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
14	その他	<p>事務についての実態確認が行われるようにすべきである。</p> <p>今回の改正ではそれなりに多くの部分の解放がなされているが、その様な場合、国土・国を危険に晒す様な工作が行われる可能性が大きくなると考える。問題が発生しないように、また市民が発見した問題について国による確認が行われるように、また抜き打ち的な査察等によって各協議会等が事務についての適切な姿勢を保てるようにするのが適切ではないかと考える。</p>	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
15	その他	<p>国立・国定公園は日本の大事な資産です。安全保障の面からも外国企業や日本人の経営に見えて実際は外国の経営であるものなど国外の企業の関与は一切省くべきです。</p>	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
16	その他	<p>国立・国定公園は、日本の大事な資産です。管理法人には、この大事な資産が外国系の企業にいいようにされることのないように、外資系を排除すべきです。</p>	御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。